

中世後期の博多と大内氏

佐伯, 弘次

<https://doi.org/10.15017/2230949>

出版情報 : 史淵. 121, pp.1-28, 1984-03-27. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

中世後期の博多と大内氏

佐伯弘次

はじめに

戦国大名研究は、貫高制論・検地論等、主としてその農村支配の研究を中心に進展してきた。しかし、戦国大名を総合的に捉え、戦国大名論を深化させるためには、農村支配のみならず、都市支配の側面も分析する必要がある。

本稿で考察の対象とする博多は、日本国内の一地方都市であるが、その歴史的位位置はそれにとどまるものではなく、川添昭二氏が古代・中世の博多を「他の時代に類のない国際性をもち、東アジアにおける日本の役割を代弁する存在」で「外国との交渉及び外来文化の受容・摂取の窓口」と規定され、田中健夫氏が中世後期の博多について「琉球—薩摩—博多—対馬—朝鮮のラインと朝鮮—対馬—博多—赤間関—兵庫—国内市場を結ぶラインの交差点として、さらに明への交通路の起点として、まことに重要な地理的・経済的な立場を保持し、しかもこの時代はその進出に可能な契機を恵まれた」と指摘されたように、中世後期の博多は東アジア世界における流通および文化交流の結節点でもあった。すなわち中世博多研究にあつては国際的視点が不可欠である。

中世後期の博多は堺と並ぶ自治都市として著名である。しかし、史料の僅少性という制約もあり、豊富な研究成果を得るに至っていない⁽³⁾。基本的な都市の具体相すら殆ど明らかにされていないのが現状である。包括的な中世都市研

究、なかならず自治都市研究においては殆どの論考が博多に言及している。しかし、多くは『イエズス会士日本通信』、ルイス・フロイス『日本史』等のキリシタン史料や近世の地誌『石城志』等に史料が限定されており、在博多の中史料や関係史料を網らした上での博多研究は殆どなされていない。一方、中世対外関係史研究は豊富な蓄積をもっているが、博多研究とも不可分な関係にあるため、その成果をふまえる必要がある。このような中で、川添昭二氏の「古代・中世の博多」⁽⁵⁾は古代から中世末までの博多の発展の諸相を概観したもので、現在の中世博多研究の到達点を示している。西村圭子氏は大友氏の筑前支配、博多商人、都市自治、都市集落の問題等を多岐にわたって考察している。⁽⁶⁾鏡山猛氏「中世町割りと条坊遺制」⁽⁷⁾は聖福寺所蔵「安山借屋牒」と「聖福寺絵図」を基本史料にした歴史地理学的研究で、博多の都市景観の一部を復元した労作である。このほか泉澄一氏⁽⁸⁾、武野要子氏⁽⁹⁾の概説もある。以上のような研究状況を進展させるためには、国内外史料の博搜により都市博多の具体相を復元した上で、自治都市論を再構築しなければならぬ。また、最近の博多の発掘調査成果にも注目しておく必要がある。

本稿では、戦国大名研究と中世都市研究の接点として、自治制度をもつ商業・港湾・貿易都市たる中世後期の博多と大内氏の関係を、様々な側面から具体的事例の検証を通して考察したい。なお、本稿の前提ともなる中世都市博多の概観、地域権力による博多の領有の問題、大内氏の博多支配機構等の考察は別の機会に行うことにする。

一 対外貿易

中世後期の博多は日明貿易・日朝貿易・南海貿易の拠点であった。遣明船の多くは博多を経由し、博多で貨物その他の艀装を完了して出発したこと、多くの博多商人が客商・従商人として日明貿易に従事したこと、博多商人が大内氏と結び、細川氏と結ぶ堺商人と対立するに至ったこと等がすでに先学によって明らかにされている。⁽¹⁰⁾足利義満に明への通交をすすめ、また初回の遣明副使となったのが筑紫の客商（博多商人）肥富であったことは日明貿易における

博多の地位を象徴している。

日朝貿易においては、応永二十六年の応永の外寇を契機として対馬と博多の地位が逆転し、対馬宗氏にかわって九州探題渋川氏とその貿易を直接に担った博多商人が抬頭した。⁽¹¹⁾宗金らの博多商人が盛んに朝鮮通交を行うのはこれ以降である。永正七年の三浦の乱を一つの契機として対馬による朝鮮貿易独占が進行するが、八万両の銀を朝鮮に持参した天文十一年の室町幕府使船の実体は博多商人の貿易船と考えられているように、この時期においても博多商人は日朝貿易に関与していた。

以上の研究史を前提として、大内氏の対外交渉を博多との関連において検討したい。大内氏の朝鮮貿易には二つの时期的なピークがある。⁽¹³⁾一つのピークは応永末年から文安期すなわち盛見期と教弘初期であり、もう一つは文明から延徳期つまり政弘期である。一方、大内氏が初めて遣明船を派遣したのは宝徳三年の遣明船であり、以後寛正六年、永正三年、永正十七年、天文七年、天文十六年と計六回派遣している。両者を比較すると、大内氏の対外貿易は①応永と文安期と朝鮮貿易と②宝徳と寛正期と明貿易と③文明と延徳期と朝鮮貿易と④永正と天文期と明貿易と時代的に推移していることがわかる。第三期の朝鮮貿易の興隆は、細川氏と堺商人によって大内氏と博多商人が日明貿易から排除される時期にあたるから、明貿易の代替としての意味がある。ここで最も重要な意味を持つのは①と②への変化である。文安期を境として大内氏が朝鮮貿易から明貿易に重点を転換していくのは、文安期の大内教弘による筑前国守護領国化と博多掌握が大きな契機となったと考えられる。あるいは逆に、大内氏の博多掌握の目的の一つは日明貿易を中心とする対外貿易の拠点化にあったともいえる。

天文八年正月、大内氏は遣明船派遣に際して博多の住人らに船の入り江を掘らせている。⁽¹⁶⁾遣明船派遣を契機として大内氏による博多の港湾整備がなされたのである。

また、天文七年に一切経を求めするために大内氏の勘合を得て朝鮮に渡航した安芸大願寺僧尊海等は、防州から博多

— 宍岐— 対馬府中— 釜山というルートで渡海した。⁽¹⁷⁾ この時遅れて出発した尊海は博多で一行に追いついており、一行が博多で渡航準備をしていたことが推定される。この時期の朝鮮交渉においてもなお博多が重要な位置にあったことが知られる。

二 博多商人

中世後期に博多を領有した諸大名は例外なく対外貿易に従事した。戦国期の日明貿易における政治的主体は細川・大内等の大名層であったが、その担い手は兵庫・堺・門司・博多等の商人層であった。彼らは客商、従商人として渡明するかあるいは堺商人のごとく抽分銭を請負って独占的に行なうかした。大内氏が門司・赤間関・博多・堺等の商人を客商、従商人として乗船させていたことはすでに先学によって指摘されている。⁽¹⁸⁾ ここでは大内氏の対明貿易を担ったとされる博多商人と大内氏の関係を個別的に検討したい。

イ 奥堂氏

奥堂氏は宮崎宮油座神人であり、油座政所として座子の成敗権を持ち、博多奥堂に方一町の屋敷と畠地一町五段を有し、しかもその課役は宗氏、大内氏等の博多の支配者によって免除されていた。また応仁二年の遣明船には客商として参加した。⁽¹⁹⁾ つまり奥堂氏は博多奥堂に本拠を置く博多商人で、宮崎宮油座神人・同政所としての油商人であり、また貿易商人でもあった。⁽²⁰⁾ 大内氏は永享三年以降、天文二十二年まで、奥堂氏の博多屋敷諸公事役・油役諸公事を免除し続けている。特に文明十年から天文二十二年まで六回の免除行為をしているが、その文書様式はいずれも大内氏袖判飯田氏奉書であり、文言も一致している。これは文明十年より天文期までの大内氏の博多支配の安定を物語っている。

ロ 神屋氏

中世後期の博多商人神屋氏は大内氏の遣明船に深く関与した。天文七年の大内氏遣明船の一号船惣船頭は神屋主計であり、主計は養子太郎左衛門と同行した。天文七年七月より翌八年三月まで博多に滞在した遣明副使策彦周良に対して、主計父子のほか神屋加斗・神屋彦八郎・神屋寿禎・主計の子次郎太郎・同婿孫八郎等の神屋一族が来訪・贈答をしている。⁽²¹⁾ 神屋寿禎は策彦が滞在していた博多龍華庵の主人三正統公上司の「老親」であった。⁽²²⁾ またさらに注目すべきことは、神屋寿禎が大永年間から天文初年にかけて石見銀山の銀の吹錬に成功したことである。⁽²³⁾ この技術は大陸からもたらされたものらしい。博多商人は貿易品だけではなく、鉱工業技術をも海外から輸入し、大内氏がこれを領国内の鉱山開発に利用したのである。中世末の主たる輸出品は銀であり、石見銀山産出の銀も博多を経由して海外に輸出された。⁽²⁴⁾ 神屋氏等の博多商人は銀の精錬のみならず、その流通にも関与したと考えられる。

ハ その他

このほか「策彦入明記」・「大明譜」⁽²⁵⁾ から二号船船頭河上左衛門（天文八年）・博多宗繁・博多林田藤三郎・博多二郎衛門父・博多宗菊子新三郎・博多宗伶・河上源次郎・一号船船頭博多津小田藤左衛門尉（天文十六年）等の博多商人が検出される。しかし断片的に史料上に見えるにすぎず、実体は明らかにしえない。博多商人によって構成された自治組織及びそれと大内氏の関係についても同様である。

三 都市生活

次に一般の博多町人と大内氏の関係についてみよう。

康正二年十一月、大内氏は「或号門松、或号祇園会以下作物」して博多・箱崎の町人等が神木である筥崎松を「雅意伐取」ることを禁止した。⁽²⁶⁾ この時「於自今以後者、罪科於可被懸六親之」という厳しい罰則を設けており、大内氏が博多・箱崎市中对して検断権を有していたことを示している。

文明十年十月十四日、「夜中興浜物念」となり、雑人等が妙楽寺の破却を企てた。⁽²⁷⁾ 博多滞在中の大内政弘が人を派遣したので狼藉人等は退散した。この時政弘の近習が群集している。同月十六日、再び雑人等が妙楽寺に乱入するとの風聞があり、大内氏の馬廻と守護代陶弘護の被官が派遣され、二三人が誅伐されて騒ぎは鎮静化した。⁽²⁸⁾ 博多住人の乱行に対する大内氏の厳しい姿勢が知られる。

天文八年正月六日夕方、「ヲキノ浜領衆松ハヤシ」があり、博多滞在中の策彦周良等は見物に行つた。⁽²⁹⁾ 翌七日、今度は寺門において「松ハヤシ」があり同じく見物している。⁽³⁰⁾ 博多の興浜領衆が松ばやしを行なっていることは、興浜が町人結合の一単位になっていることを示しており、博多の内部に小自治組織が存在したことを推定せしめる。都市博多の重層的自治構造が推定できる。

四 手 工 業

中世後期の博多においては織物業・醸造業・海運業等の産業が発達していた。⁽³¹⁾ 聖福寺所蔵『安山借屋牒』⁽³²⁾ には、桶大工・桶屋・鍛冶大工・木別大工・織屋等の手工業者の名前が見え、永祿六年以前の成立である「聖福寺絵図」には、博多の海岸で船大工らしい工人が二人挽きの縦挽き鋸で材木をひき、斧や手斧で木を切る姿が描かれている。⁽³³⁾ 天文四年の称名寺文書には「博多津土居道場・同官内兩門前東諸職人西在家牛馬」とあり、弘治三年九月二十三日聖福寺領当知行目録⁽³⁵⁾には「博多中行堂力者并大工鍛冶諸役者等居屋敷給分之事」とあって、博多称名寺・官内町兩門前には東西に在家があり諸職人や牛馬がいたこと、博多中には行堂力者や大工・鍛冶等の諸役者の居屋敷があつたこと、そしてこれらが博多の諸寺院の支配下に属していたことが判明する。本節では博多の手工業及びその担い手たる手工業者と大内氏の関係をみていきたい。

文明十年十月、在博多の大内政弘に対して、博多の鍛冶辰房が鑢二・馬爪打刀二・髪挾一を進上し、⁽³⁶⁾ 同十月十五日

は当所（博多）筆結が筆二十管を進上する⁽³⁷⁾など、手工業者の大内氏への直接的製品上納が知られる。文明十一年十一月十三日の興隆寺棟札銘⁽³⁸⁾には「瓦士日数百五十二日、瓦士二人、筑前国博多四郎五郎・次郎四郎」とあり、文明十一年の山口興隆寺造営時に、博多の瓦士二名が大内氏の命令によって造営事業に従事している。天文十八年、大内氏奉行人は太宰府天満宮の御供屋別当坊信興の乗車の件につき、車誘の番匠を小鳥居氏が申し付けないのは然るべからずとして、「猶以当社大工於難洩者、博多津番匠被申付、可被誘候」とのべている⁽³⁹⁾。間接的ながら博多津番匠と大内氏の関係がわかる。

次に博多の鋳物師と大内氏との関係を検討しよう。天文十八年九州へ下向した鋳物師真継久直の大内領国への鋳物師公役賦課に対して、讃井隆喜は次の文書を博多下代官山鹿秀康に出している。

就鋳物師御公役之儀、対貴所真継兵庫助久直方書状拜見仕候、存其旨申候、堅可被仰付事肝要候、仍古鉄公事銭事者、如御存知、従前々任御下知従鉄政所座申付之、対若杉御公役等勤申候処、去天文十八年以来、相良武任依御申成、非分ニ真継方押務候、其刻各別之儀雖申分候、久直無御分別候、就夫貴所任意見、先以相尋候、然処武任御申転上者、如前々古鉄公事銭事者、従政所座申付候、此等趣、以御分別可被申渡候、恐々謹言、

(天文十九年)

十月十四日

(讃井)
隆喜（花押）

山鹿和泉守殿

御宿所

(40)

この史料について網野善彦氏は「とくに注目すべきは「鉄政所座」による「古鉄公事銭」の徴収が以前から行われており、久直がそれを「押務」したことに対し、隆喜が強く反発している点であろう。」と述べられている⁽⁴¹⁾。ここで

問題にしたいのは讚井隆喜の位置づけである。讚井氏は山口市内の讚井を本貫とする周防国人で、早くから大内被官化しており、⁽⁴³⁾文明十年十月十三日には讚井重昌が筑前国三笠郡府領内七町地を大内政弘から宛行われ、岩屋在城が命じられている。⁽⁴⁴⁾この讚井隆喜も大内義隆の偏諱を得ており大内被官と考えられる。また『安山借屋牒』によると、「讚井」某が聖福寺近辺の中屋敷に二ヶ所半十三間の屋敷を持ち、外窪少路に四間二尺の屋敷を構えている。この讚井の屋敷は他の町人の屋敷に比べて大規模であり、一般の町人とは考えられない。おそらく讚井隆喜と同一人あるいは一族と考えられる。天文十八年九月三日讚井隆喜書状は「就鑄物師公事役之儀、御輪旨并御奉書案何茂興運様以御貴礼蒙仰候」とのべ、筑前守護代杉興運の被官と推定される重富日向守に杉興運への披露を請うている。つまり、鑄物師公事役についての後奈良天皇諭旨案と大内氏奉行人連署奉書案の讚井隆喜への遵行は杉興運が行なったのであり、本書状は遵行に対する請文的性格を持っている。先に引用した十月十四日讚井隆喜書状では、古鉄公事銭は前々より「御下知」に任せて鉄政所座より申し付けているとのべているが、「御下知」とは大内氏の下知であろう。また同書状に「至若杉御公役等勤申候」とあるのは守護代杉興運の居城若杉城（＝守護所高鳥居城）に鑄物師公役を勤仕していたことを示している。以上の考察から、讚井隆喜は、博多に居住し、博多の鑄物師及び鉄政所座を管轄する大内氏側の役人であったと規定できよう。それゆえに山鹿秀康は、所管内の鑄物師公役につき秀康宛の真継久直書状を讚井に拜見せしめたのであり、讚井は真継久直の「押務」に反発して、従来通り古鉄公事銭は鉄政所座より申し付けると主張したのである。讚井隆喜の職掌は津内鑄物師・鉄政所座の支配、古鉄公事銭の徴収にあった。博多津内の鑄物師の公役（古鉄公事銭）は博多鑄物師↓鉄政所座↓讚井隆喜↓筑前守護代↓大内氏という経路で上納されたと考えられる。この公役は先の大内氏への製品上納という私的で臨時的なものではなく、公的で恒常的性格を有していた。

大内領国内の鑄物師は地域別に大内氏代官及び有力国人領主によって統轄がなされていた。ここで検討した博多鑄物師と讚井氏との関係は、大宰府鑄物師と山田隆朝・大村禪賢、芦屋鑄物師と麻生隆守の関係と同様のものである。

う。天文十八年に山鹿秀康が鋳物師公事役について交渉している讚井若狭守⁽⁴⁶⁾も隆喜と同性格の大内被官と考えられる。しかし、称名寺・聖福寺等の博多の寺院が大工・鍛冶等の諸職人を支配していたこと、芦屋釜で著名な芦屋鋳物師の支配権を芦屋に本拠を置く有力国人麻生氏が天文十八年当時も掌握している点、三笠郡内の鋳物師公役銭の皆済が国人領主筑紫氏の領域支配拡大のために不可能となっていたことは、大内氏による寺社・国人領主の手工業者支配権の否定・再編が不徹底なものに終わったことを示している。

五津内社寺

独自の文化を展開したといわれる博多津内の社寺と大内氏の関係を個別的に検討する。

イ 神社

① 宮崎宮

宮崎宮は博多の東方に隣接する箱崎の地にある神社であるが、博多とも密接な関連があり、大内氏との関係が深いのでここで検討する。大内氏と同宮油座神人との関係はすでにのべた。大内氏と宮崎宮の関係が史料上明らかになるのは教弘期である。康正元年十二月二十一日、筑前守護代仁保盛安の家臣と推定される国種・伝国兩名が同宮領那珂西郷内きろゝき⁽⁴⁷⁾への大内氏被官の違乱につき「自然重而申子細者可致成敗候」と大宮司に申し送り、康正二年十一月には大内氏家臣が連署して宮崎松採用禁止の禁制を出している。宮崎宮側も教弘へ祈禱巻数・太刀一腰を送っている。⁽⁴⁸⁾ 応仁二年の遣明船に際しては太刀一腰が寄進され、神楽が行なわれ、積荷の硫黄が同宮でも引き渡された。⁽⁴⁹⁾ 文明十年十月、博多滞在中の大内政弘は、宮崎宮社参、神馬寄進、神楽奉納を行ない、箱崎留守佐渡守為寿が政弘のもとへ参上し、太刀等を進上した。⁽⁵¹⁾ また政弘は、文明十年十一月十五日に同宮領那珂郡瑞籬免を社家に直務せしめ、⁽⁵²⁾ 同十五年五月十三日には箱崎松の採用を禁止するなど、⁽⁵³⁾ 宮崎宮への信仰の深さと厚い保護の状況が知られる。

義興期の史料によると、筑前においては氷上山（興隆寺）・宇佐宮・太宰府天満宮・宮崎宮の神社領は特に厚い保護がなされた。⁽⁵⁴⁾しかし、義興期の強引な大内氏の半済政策は宮崎宮領まで及び、那珂西郷は人給分を除く社領が大村丹後入道に預けられていた。

義隆期になると、天文五年十月、大府宣を発して宮崎宮境内・同社領の守護使入部を停止し、宮崎神領段銭を造営中につき免除した。天文六年三月十五日に太刀・神馬を寄進して以降、ほぼ毎年のように太刀・馬を寄進し、天文六年十月十日には宮崎宮宝前において和歌を詠み、天文十八年七月二十七日には大宮司采女正に「正」の字を与えている。また、同宮の造営に際しては、家臣右田興実・門司依親を派遣し、造営、社領・正税の管理にあたらせた。このほか、大内氏家臣・陪臣が知行していた大宮司領高木村・大宮司分地那珂西郷内八郎町、社領那珂西郷等を社家の愁訴によって次々と還補し、天文五年の宮崎宮領田数注文によると還補地は八ヶ所、八十九町四段にもぼった。⁽⁵⁵⁾このように、大内義隆は一貫して宮崎宮及び同宮領の保護を行なった。これは宮崎宮に対する義隆の深い信仰を物語っているが、宮崎宮領を公領化するなど筑前国内神社領の強引な収公政策をとった大内義長Ⅱ陶晴賢政権とは性格を異にしている。

② 住吉社

大内氏と住吉社の関係は持世期から検出される。永享五年九月、伏見宮領筑前住吉は大内氏の在京雑掌安富定範に毎年正税二千疋で代官請負がなされた。⁽⁵⁶⁾文安二年十月、大内氏は住吉社再興行につき、筑前住吉社上下神官所司供僧等給分内質券沽却之地に関して、造営中は土貢以下は泉福寺納所が執沙汰すべきこと、造営終了後は本主に下地を還補すべきことを命じ、神領沽却を禁止した。⁽⁵⁷⁾少弐氏への守護職還補後も大内氏は住吉社の造営に関与し、質券沽却地の返付Ⅱ徳政を実施している。応仁二年の遣明船に際しては、住吉社へも太刀が寄進され、神楽が奉納された。⁽⁵⁸⁾文明十年十月七日、住吉新神主満若が任職御礼のため大内政弘に太刀・鳥目を進上し、父新三郎も太刀・鳥目を進上し

ている。⁽⁵⁹⁾ 文明十三年二月十三日には大内被官安富房行が、住吉本社神官給吉留名を宮崎政延に安堵している。⁽⁶⁰⁾

③ 櫛田神社

応仁二年の遣明船に際しては、太刀一腰が寄進され、神楽が奉納された。⁽⁶¹⁾ 文明十年十月二十四日、某が櫛田宮内祇園社造営につき勸進聖の任命と奉加帳の調進を大内政弘に請い、政弘は同二十六日、奉加帳に判を加え、千疋を遣し、門司宗親をして奉行せしめた。⁽⁶²⁾ 戦国期には櫛田社は太友氏と関係が深い⁽⁶³⁾が、文龜三年には櫛田宮領野介庄三町四段大等の半済分が大内被官に宛行われており、博多外の大内氏領内にあった同宮領は大内氏の支配に属し、半済政策の対象とされたのである。

④ 志賀海神社

志賀海神社は志賀明神ともいい、海神を祭神とする航海安全の神社であった。宝徳三年度の遣明船が博多を出発して志賀島に寄り文珠大士に礼しており、寛正六年の遣明船に際しては太刀一腰が志賀海神社に寄進され、神楽が奉納され、硫黄の調達も志賀島でなされた。⁽⁶⁴⁾ 天文八年三月五日博多を出帆した遣明船一行は志賀島に至り、六日志賀明神前で祈禱を行ない、三月十七日出船した。⁽⁶⁵⁾ 以上の事実は、志賀島が博多から海洋に出る際の風待ちの場所であると同時に、遣明船出発の際には志賀明神への航海安全の祈禱が恒例化していたことを示している。

志賀海神社は永享十一年に大内持世が再興したという所伝があるが、⁽⁶⁷⁾ 大内氏との関係が確実な史料にみえるのは文明以降である。すなわち、文明十二年七月二十五日、大内政弘は志賀島大明神宝前ならびに境内竹木採用を禁止し、「若有違犯之族者、可処嚴科」と下知している。⁽⁶⁸⁾ 明応六年三月二十八日には大内義興が剣・馬を寄進し、天文十一年六月二十八日には大内義隆が大府宣で宗益藏主を志賀社宮司坊職に補任し、天文十七年七月二十九日には同じく義隆が太刀・馬を寄進している。また、天文八年に志賀島社頭が大破した時、大内氏は宮司坊・社家衆に対して子細を言上するよりに命じ、同年十月十七日、聖誕が大内氏に対して請文を提出した。⁽⁶⁹⁾ 大内氏が当社に対して手厚い保護を加え

ているのは、先述のように当社が遣明船派遣と深い関係を有していたからであろう。

口 寺 院

① 聖福寺

善導寺文書八月十三日飯田興秀書状中の「御料所兩寺」は同文書（天文七年）六月廿四日大内氏奉行人連署状にある「聖福寺・承天寺」に相当すると考えられる。⁽⁷⁰⁾ すなわち聖福寺は承天寺と並び、当時の博多を代表する禪宗寺院であったが、残存する中世文書は少なく、大内氏との関係もあまり明らかにしえない。

永享十二年十月十五日、大内持世は幕府から「聖福寺興行之事」が命じられた。⁽⁷¹⁾ 文明十年十月、大内氏奉行人相良正任は聖福寺繼光庵において「正任記」を記しているから、大内政弘一行は聖福寺に滞在していたと考えられる。これは善導寺文書八月十三日飯田興秀書状に「御料所兩寺并東長寺事、諸勢在津之時者寄宿歴然候」とある記事と符合する。一五二四年（大永四）朝鮮に赴いた琉球使臣は、前年の寧波の乱の際中国からつれて来られた唐人四名が聖福寺に「歴宿」していることを報告した。⁽⁷²⁾ この時期における中国―琉球―博多―朝鮮の有機的関係が知られ、東アジア世界における博多の位置を象徴的に物語っている。天文七年の遣明船派遣に際しては、聖福寺塔頭新篁院の湖心石鼎が遣明正使となっており、同年十二月には同院において唐船祈禱のための大般若經転読が行なわれた。⁽⁷⁴⁾ また遣明使節に従僧として随行した僧に博多龍華庵主三正統公上司・聖福寺塔頭順心庵の崇恕らがあり、博多の寺院は大内氏の遣明船の人的基盤ともなったのである。

また、聖福寺は承天寺と共に、大内氏が博多に要脚を賦課した時も課役免除が認められており、⁽⁷⁵⁾ 文明十五年九月十八日には大内氏は聖福寺護聖院に対して早良郡内当山領脇山三町分山之口札錢を安堵している。⁽⁷⁶⁾

② 承天寺

承天寺も聖福寺同様「御料所」であった。大内氏との関係は、永享十年八月二十七日、大内持世が承天寺の新命を

吹噓したことに始まる。⁽⁷⁷⁾ 文明十年十月当時の筑前守護代陶弘護が承天寺を宿所としていることは、⁽⁷⁸⁾ 聖福寺と同様、諸勢在津の時の軍勢寄宿が認められていたことを示している。文明十五年九月、大内政弘は僧清鑑を朝鮮に遣し、承天寺復興の援助を請い、綿布二百匹等が回賜された。⁽⁷⁹⁾ 守護代杉興長は承天寺領野間・高宮・原村の年貢が滞納した時、百姓に請文を提出させ、寺領を回復せしめた。⁽⁸⁰⁾ 永正十二年十一月二十八日、足利義植が駿岳元甫に公帖を授けた際、大内義興はこれを遊行した。⁽⁸¹⁾ 駿岳元甫は天文七年度の遣明副使策彦周良と交流があり、明より帰朝の際には白沙諸教三冊が送られている。⁽⁸²⁾ 天文九年九月十八日、大内義隆は後奈良天皇の病平癒祈禱を承天寺に命じた。⁽⁸³⁾ 天文二十一年九月十八日大内義長安堵状によると、大内義隆は少なくとも三通の寺領宛行状ないし安堵状を承天寺に発給している。また、聖福寺の項でのべたように、大内氏の要脚は免除されていた。

③ 妙楽寺

妙楽寺は元来対外交渉の窓口であった博多北浜（興浜）にあった禅宗寺院である。応永の外寇の直後、その真相不明のため幕府から正使として朝鮮へ派遣された無涯亮倪は妙楽寺の僧であった。⁽⁸⁵⁾ 宝徳三年度の遣明船は兵庫・尾道・赤間関を経て翌享徳元年正月五日博多に到着し、八月十八日の出帆まで妙楽寺に宿した。⁽⁸⁶⁾ 以上のように妙楽寺は対外交渉と深い関係を有していた。⁽⁸⁷⁾

大内氏との関係としては、文明十年十月三日、興浜妙楽寺の唯月東堂が、大内氏の「一路口入」により身体無事となり、その礼のため大内政弘に唐筵・胡銅の香がといった輸入品を進上したこと、⁽⁸⁸⁾ 前述のごとく同年十月十四日から十六日にかけての博多地下人の妙楽寺乱入に際し、大内氏が馬廻り及び守護代被官を投入して騒ぎを収拾したこと、天文七年から八年にかけて四回にわたり妙楽寺和上が策彦周良を訪問したことが知られるのみである。⁽⁸⁹⁾ また、文明十年十月二十三日には、博多に到着した九州探題渋川教直の息万寿丸が妙楽寺に宿している。⁽⁹⁰⁾

④ 善導寺

文明十一年十二月二十五日善導寺は後土御門天皇の勅願寺となったこと⁽⁹¹⁾から、大内氏は同寺に対して厚い保護をえた。延徳二年十一月十五日、大内政弘は善導寺に対し諸人止宿停止の禁制を出し、永正三年閏十一月十六日にそれが確認されている⁽⁹²⁾。「御料所両寺」である聖福寺・承天寺でさえ諸勢在津時の寄宿は認められているのであるから、善導寺の寄宿停止は破格のものであった。また、同寺は、在地における年貢・本役銭未進状況打開のため大内氏の祈願所化を図り、天文七年六月二十四日それは成功して、同時に要脚免除、祠堂物利倍の際の徳政禁止という特権を大内氏から獲得した⁽⁹³⁾。善導寺から大内氏家臣への贈物が木綿⁽⁹⁴⁾・胡椒等⁽⁹⁵⁾の朝鮮及び南海産の輸入品であるのも、貿易都市博多の性格を反映して興味深い。

⑤ 称名寺

称名寺は土居道場とも称され、元来博多興浜にあった時宗の寺院である⁽⁹⁶⁾。戦国期の称名寺は大友氏の支配下に入っていた⁽⁹⁷⁾。それは同寺が大友氏領興浜にあったからである。

大内氏との関係としては、文明十年十月、大内政弘が仁保盛安の子弘名の頸を称名寺門前に掛け、同寺に対して千疋を遣して供養せしめたことが知られる⁽⁹⁸⁾。大内氏と大友氏が軍事的に対立する天文初年には、称名寺は開陣御礼のため山口に参上して大内義隆に⁽⁹⁹⁾対面し、天文四年七月九日には「博多津土居道場同官内両門前東在家諸職人馬以下諸公役」が大内氏から免除されるなど、一時的に大内氏の支配下に入った⁽¹⁰⁰⁾。

⑥ 東長寺

前述のように聖福寺・承天寺と同様、東長寺も大内氏から諸勢在津の時は寄宿が認められ、通常は諸人寄宿が停止されていた。

⑦ 堅糟薬師

文明十年十月八日、大内政弘は堅糟薬師に参詣し、馬一疋を寄進した。同十二日には大上様御祈禱のため同薬師に

千灯を奉納した。⁽¹⁰⁾

⑧ 長橋観音

文明十年十月十八日、大内政弘は博多長橋観音宝前において普門品三十三巻を讀誦せしめ、施物百疋を遣した。同二十八日には、長橋荒神において当神経七卷・心経三百三十三卷・神咒一反を讀誦せしめ、施物百疋を寄進してゐる。⁽¹¹⁾

六 課 役

次に博多に対する大内氏の課役を検討する。

イ 要 脚

大内氏は文明十年十月、京都御礼物已下御用として管崎地下・博多津に対して各千貫文宛を賦課した。⁽¹²⁾ 永享二年に大内盛見が幕府に上進した幕府料国筑前国の年貢は二十万疋（二千貫文）であったし、⁽¹³⁾ 天文五年に大内氏が筑前一国へ賦課した段銭は三千貫文であった。⁽¹⁴⁾ 臨時的なものであったにせよ、博多津中の負担分千貫文は筑前一国の年貢の三分の一、段銭の三分の一に達するほど高額であった。管崎の分と合せると、筑前一国の年貢全額に匹敵し、段銭の三分の二にあたる。農村に対する都市の圧倒的な経済的優位性を象徴的に示している。大内氏にとっての博多は、単に外交交渉の拠点という意味にとどまらず、直接的な経済的基盤ともなりえたのである。

ロ 寺社領への課役

博多寺社の所領に対する大内氏の姿勢は領国全体の寺社領に対するそれと同様であった。それが典型的に表われたのが管崎宮である。同宮領に対して大内氏は、段銭賦課、代官請負による給地化、半済による収公等を行なっている。⁽¹⁵⁾ これらは戦国期の大内氏の寺社領に対する基本政策であった。ほかの博多の寺社もそれに準ずるものであり、段

銭・諸天役・城役等の諸課役が賦課されたと考えられる。

ハ 軍勢寄宿

聖福寺・承天寺・善導寺・東長寺等の寺院への軍勢寄宿についてはすでにのべたので再述しない。

文明十年十月、博多下代官山鹿氏と相論した陶弘護被官弘中源四郎は博多の地下人の家に宿しており、山鹿が弘中の宿主を路次において誅戮したことが相論の発端であった。⁽¹⁰⁾ 大内氏の軍勢寄宿は寺院のみならず博多の町屋にも及んだことが判明する。また、遣明副使策彦周良は博多龍華庵に滞在しており、⁽¹¹⁾「策彦入明記」中にも「孤竹旅屋」⁽¹²⁾、「通事藤左衛門旅屋」⁽¹³⁾、「新四郎旅屋」⁽¹⁴⁾、「釣雲旅屋」⁽¹⁵⁾、「吉見正頼」⁽¹⁶⁾、「吉治旅屋」⁽¹⁷⁾、「山田掃部助旅屋」⁽¹⁸⁾とあるように、遣明船関係者も博多の寺院・町屋に寄宿していた。

ニ 大口夫・小山口夫

天文十二年の奥書を持つ聖福寺蔵『安山借屋牒』は、聖福寺が寺得分確保のために支配下の博多内屋敷の検地を行ない、その借屋主と間口の間数を確定し、地料・山口夫・小夫銭の上納分を決定した史料である。豊田武氏は『安山借屋牒』に基づき、「博多の東部聖福寺の寺領に属する中小路・魚町等の住民は年に二度山口へ夫役を勤めている」とされ、⁽¹⁹⁾山口夫を山口への夫役と解釈されている。私も豊田氏同様、この山口夫を博多在家の山口＝大内氏への夫役の代銭納化したものと規定したい。

まず中小路の一軒分を例示しよう。

「二間 地料百八十八文 山口夫十九文 両度卅八文 藤左衛門 小夫銭十三文 五度六十五文 以上二百九十一文」

間口一間の屋敷に住む藤左衛門には地料百八十八文、山口夫は一度分十九文の両度三十八文、小夫銭一度分十三文の五度六十五文で、合計二百九十一文が賦課されたことを示している。⁽²⁰⁾ この『安山借屋牒』は町毎に間数・常住納地

料・給分・大口夫・小山口夫を集計し、帳末にそれらの総計を書き上げている。それを帳記載のまま表にしたのが表(1)である。中小路の屋敷七七軒分の「山口夫」の合計は四貫八七六文で表(1)の「大口夫」の額とはほぼ一致するし、「小夫銭」の合計は七貫四四〇文で表(1)の「小山口夫」の額とはほぼ一致する。つまり山口夫は大口夫と同義で年二回賦課され、小夫銭は小山口夫と同義で年五回賦課された。聖福寺側がその集計を町毎及び寺領全体で行なっていることは、聖福寺が一旦夫銭を住人から徴収し、山口の大内氏に一括して上納したものと考えられる。

さてここで、博多全体で大内氏の山口夫の賦課額がいくらになるかを概算してみよう。大口夫と小山口夫の合計が四五貫八四〇文、『安山借屋牒』記載の山口夫負担分屋敷数は二八四戸、当時の博多の戸数の概数が一〇〇〇〇戸である。山口夫の合計を負担分屋敷数で割り、それに戸数一〇〇〇〇を掛け合せると約一六一四貫八五文という数字がでる。このほか油座文書によると大内氏は博多屋敷諸公事役を賦課していた。

ホ 博多入船公事

文明十一年十一月、筑前守護代陶弘護の被官野上景郷は、対馬の船頭高尾氏に対して次のような書状を出した。

於当津奥浜入船公事之事、役人前民部入道申合候、然ハ於以後ハ、公事銭不可有其沙汰候、海上之事ハ、以前被遣折紙候き、是又不可有相違儀也、恐惶謹言、

文明十一

野カミ備前守

表(1)

町名	間数	地料	大口夫	小山口夫
中小路	107間 3尺5寸	21貫370文	4貫925文	7貫460文
普賢堂	52間 2尺5寸	9貫625文	1貫946文	3貫283文
外窪少路	61間 2尺5寸	11貫479文	2貫234文	3貫655文
警板	120間中	22貫366文	3貫600文	6貫781文
魚之町	63間 5尺	13貫899文	4貫 80文	5貫748文
中屋敷	—	5貫200文	988文	1貫 40文
計	464間	86貫599文	17貫873文	27貫967文

中世後期の博多と大内氏（佐伯）

一八

十一月二十五日

景郷（花押）

対馬船頭

高尾五郎左衛門尉とのへ

(118)

対馬船の博多奥浜（興浜）への入船公事（津料）は役人前民部入道と申し合せて免除するという内容の公事免許状である。この史料から「当津奥浜入船公事」の徴収者として「役人」前民部入道があり、その公事免除権を筑前守護代が有していたことが判明する。

当津船公事已下、依被申子細候、令免許候、於以後、聊不可相違之儀候、仍如件、

永正七年

庚午五月吉日

興朝（花押）

篠崎平左衛門尉殿

(119)

本史料の「当津」も前史料同様博多と考えられる。大内被官と考えられる興朝なる人物が対馬商人篠崎平左衛門尉の博多津船公事を免除したものである。

雖未申通候、以次令申候、仍博多津御領内之仁山田又左衛門尉対当島慮外之公事申懸候、定其聞候哉、可然之様預御分別候者、弥御入魂所仰候、次太刀一腰令進入之候、併表御祝儀候、猶期御音之時候、恐々謹言、

(享祿二年)

十月廿六日

(宗)

盛廉

博多津領内の仁である山田又左衛門尉が、当島(対馬)船に対して「慮外之公事」を賦課したため、その執り成しを博多代官飯田興秀に依頼した対馬守護代宗盛廉の書状である。この山田又左衛門尉は先の公事免許状を発給した興朝と同一人物かもしれない。⁽¹²¹⁾ 高尾や篠崎の例でわかるように、対馬商人の博多入港の際には自由通行(公事免除)が大内氏から認められていたのを、山田が新たに公事を賦課したために対馬商人と山田の間に摩擦が生じ、この書状が対馬側から出されたものと考えられる。以上のごとく事例は僅少であるが、大内氏が博多に入船する船に対して博多津入船公事を賦課し、「役人」前民部入道や山田又左衛門尉がその徴収にあたったこと、ならびに文明期には守護代の管轄であったものが、享祿二年の段階では博多代官の管轄に入っていることが判明する。

次に検討したいのは文明十一年の史料にみえる「当津奥浜入船公事」の問題である。博多興浜は、元弘三年八月二十八日建武政権より「勲功之賞」として大友貞宗に与えられて以来大友氏領であった。⁽¹²²⁾ 室町期には田原貞成が興浜代官に補任され、興浜は大友氏の対外交渉、特に朝鮮貿易の拠点となる。大友氏にとって重要な所領であった博多興浜入船公事を文明十一年の段階で何故に大内氏側が徴収、免除しているのだろうか。

博多興浜事、前々以来、准守護領、^(点)天役公事以下令催勤仕候処、近年令違背候、当津代官之所存候哉、地下仁造意候哉、不可然候、如先規被加下知候者可為肝要候旨、对勝光寺西堂^(光證)可被申談由候、恐々謹言、

(文龜元年七月二十七日)

(龍崎道輔)

神代紀伊守殿

(123)

本史料によると、大友氏領博多興浜は大内氏の守護領に準ずる形で、天役公事以下は大内氏側が賦課したのであり、その「催動仕」すのは博多代官であった。では興浜入船公事の徴収権も天役公事同様、本来的に大内氏側に帰属していたのだろうか。

態以使者被申入候、仍於博多津御領分対当島之売船公事被仰懸候由其聞候、風説候哉、不及分別候、為可被承急度被申候、商買仁多々逗留仕候間、自然聊爾之儀候哉、万可預御取合候、奉頼候、（中略）猶委細立石彦五郎方可被申候、恐々謹言、

（享祿二年）

九月七日

（宗） 盛廉

曰杵安芸守殿 参御宿所

（121）

ここでいう「博多津御領分」とは大友氏領博多興浜以外に考えられない。すなわち大友氏側が対馬商船に対して博多興浜において公事を賦課したのである。宗氏側は立石彦五郎を博多に派遣し、「長々在津」させて大友氏側と交渉した結果、志摩郡代曰杵親連等の執り成しもあり、翌享祿三年五月無事落着した。⁽¹²⁵⁾宗氏側が「自他至望之至候」⁽¹²⁶⁾「千秋万歳候」⁽¹²⁷⁾とのべていることから、対馬船の大友氏領博多興浜入船公事の免除が大友氏によって承認されたと考えられる。つまり大友氏も興浜入船公事を徴収したのであり、その徴収権は本来領主である大友氏に帰属していたと考えられる。⁽¹²⁸⁾文明十一年の段階は大内氏が筑前を回復した直後であり、大友氏の公事徴収権を大内氏側が強引に奪ったものであろう。戦国期には大内氏と大友氏は度々敵対しており、その度毎に博多興浜をめぐる両者の争奪戦が展開され、多くは大内氏の有に帰した。両氏和睦（天文七年）後の天文九年における大友氏の重大関心事の一つが「博多津浜」⁽¹²⁹⁾であり、天文十二年に至っても大内氏による博多興浜の押領が続き、大友氏は室町幕府権力に依拠してその押領

を排除しようとしたことはこれを示している。究極的には大内氏側は興浜の領有（押領）・天役公事の確保・同入船公事の押務を意図し、大友氏側は興浜の領有確保・天役公事の対押・同入船公事の確保を意図したのである。

おわりに

以上、中世後期の博多と大内氏の関係を史料に即してのべてきた。以下それを要約する。

一、大内氏の対外貿易は(1)朝鮮貿易（応永末～文安期）↓(2)明貿易（宝徳～寛正期）↓(3)朝鮮貿易（文明～延徳期）↓(4)明貿易（永正～天文期）と重点が推移した。(3)は細川氏Ⅱ堺商人の日明貿易独占による代替貿易的性格を持ち、(1)↓(2)への転換の背景には日明・日朝・南海貿易の拠点たる博多の掌握があった。また大内氏は天文七年の遣明船派遣に際し博多の港湾整備を行なった。

二、博多商人を対外貿易の基盤とした大内氏は、筥崎宮油座神人・政所で日明貿易商人であった奥堂氏の博多屋敷諸公事役・油役諸公事を免除し、貿易商人で大陸系の鉱業技術の輸入も図った神屋氏を日明貿易及び領国内の鉱山開発に利用した。

三、筑前守護としての大内氏は博多・箱崎に対して検断権を有した。

四、博多の鍛冶・筆結・瓦土・番匠等の手工業者と大内氏の関係は、臨時的な製品上納、社寺造営への利用が知られる。また大内氏は家臣讃井氏を派遣して博多鋳物師支配を行なった。

五、大内氏と博多津内社寺との関係は盛見期から所見がある。持世期には家臣の代官請負、寺院の興行、新命吹拳を行なった。これにはいずれも室町幕府が関与しており、この時期の行為は室町幕府Ⅱ守護体制の枠内での行為であった。教弘期には社寺造営中の徳政、禁制発布を行ない、社寺側も祈禱巻数・太刀等を進上した。政弘期には領国支配の再編強化とも関わって、社寺への参詣、寄進、禁制発布、社官の補任、造営援助、所領・得分の安堵、寺領

の代官請負等々関係が深化した。寺社領の代官請負は家臣団への得分給与にもなっており、寺社領を大内氏の知行制に包摂する方向を打ち出した点でその意義は大きい。義興期には寺社領の半済、寄進、寄宿停止、要脚免除、公帖遵行等を行なっている。特に博多寺社領の半済政策は大内氏の全領国的な政策の一環であり注目される。義隆期には守護使入部停止、造営、寄進、給地化した社領の還補、所職の補任、祈禱命令、寺領宛行・安堵、要脚・公役免除、徳政禁止、寺得分の保全等を行なった。総じて寺社保護の方向が顕著であり、知行制の面からみると後退している。

六、聖福寺・承天寺・妙楽寺等の禅宗寺院との深い関係の背景には大内氏の対外貿易があった。

七、大内氏の博多への課役は、都市博多の経済的發展を反映し、箱崎分まで合せると筑前一国の年貢高に匹敵するものであった。すなわち博多は大内氏の直接的な経済的基盤でもあった。このほか大山口夫・小山口夫なる夫役を代銭納させている。また軍勢在津あるいは遣明使節在津時には寺院・町屋への寄宿がなされた。

八、大内氏は博多へ入港する船に対し入船公事を賦課した。特に大友氏領博多興浜へは天役賦課のほか、興浜入船公事の徴収、興浜の押領を企て、大友氏との間で確執があった。

換言すると、中世後期の博多は、対外交渉、商工業の發展を背景として、その有する富・人・物・技術を大内氏に供給したと結論づけられる。

〔注〕

(1) 川添昭二「古代・中世の博多」(同氏『中世九州の政治と文化』第二章)五五頁。

(2) 田中健夫『中世海外交渉史の研究』六三頁。

(3) 川添昭二「古代・中世博多研究文献目録」(『九州中世史研究』第三輯)参照。なお以下の研究史の整理においては豊臣期の博多及び博多商人研究は除外した。

- (4) この分野での研究は枚挙にいとまがないが、さしあたり、中村栄孝『日鮮関係史の研究』、小葉田淳『中世史日支通交貿易史の研究』、田中健夫『中世海外交渉史の研究』、同氏『中世対外関係史』等をあげておきたい。また博多及び博多商人の対外交渉を考察した論考も多い。
- (5) 注(1)参照。
- (6) 西村圭子「大友氏末期における筑前支配形態の変遷」(『大類伸博士喜寿記念史学論文集』)、「近世初頭における特権商人の性格―博多商人を中心として―」(『史冊』創刊号)、「戦国時代の都市自治とその限界」(『歴史教育』12―8)、「戦国期都市形成の視点―筑前博多について―」(『史冊』19号)。
- (7) 『史淵』一〇五・一〇六合併号、一〇九輯所収。
- (8) 泉澄一『堺と博多―戦国の豪商』。
- (9) 武野要子『博多の豪商』。
- (10) 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』、柏原昌三「日明勘合貿易に於ける細川・大内二氏の抗争」(一)～(四) (『史学雑誌』25―9～26―3)。
- (11) 田中健夫「日鮮貿易における博多商人の活動」(『中世海外交渉史の研究』)、川添昭二「九州探題と日朝交渉」(『西南地域史研究』第一輯)。
- (12) 小葉田淳『日本鉦山史の研空』一三二頁。
- (13) 松岡久人「大内氏の朝鮮貿易研究序説」(同氏編『内海地域社会の史的研究』)所収の大内氏対鮮交渉史年表、献納及び回賜品表。
- (14) 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』第三章。
- (15) 拙稿「大内氏の筑前国支配―義弘期から政弘期まで」(『九州中世史研究』第一輯)。
- (16) 「策彦入明記」天文八年正月二十八日条(牧田諦亮編『策彦入明記の研究』上巻所収)。
- (17) 中村栄孝「敵島大願寺僧尊海の朝鮮紀行」(『日鮮関係史の研究』上巻)。
- (18) 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』。
- (19) 長沼賢海「箱崎及び大山崎油座」(同氏『日本海事史研究』)、拙稿「大内氏の筑前国支配」二六七～二六九、三一八頁。
- (20) 享祿五年、大内氏が「高麗人帰國之儀」につき渡船の調達を宗氏に依頼した時、対馬守護代宗盛廉は陶興房に対して「猶與

中世後期の博多と大内氏(佐伯)

左衛門大夫方可被申間、令省略候」とのべている（「大永享祿之比御状并書状之跡付」一一三号（享祿五年）七月二十三日宗盛廉書状、田中健夫『対外関係と文化交流』所収）。この奥左衛門大夫がもし博多商人奥堂左衛門大夫と同一人であるとすると、奥堂氏がこの時の「高麗人掃国」に関与し、大内氏・陶氏と宗氏の間立って対馬に赴いていることになる。この推定が正しければ、奥堂氏の対馬との商業取引は朝鮮貿易への間接的関与がその背景に存在したと考えられる。

(21) 「策彦入明記」。

(22) 「策彦入明記」天文七年十二月二十八日条。

(23) 小葉田淳『日本鉱山史の研究』Ⅲ石見銀山。

(24) 同前一五四頁。

(25) 『策彦入明記の研究』上巻所収。

(26) 拙稿「大内氏の筑前国支配」二八八頁。

(27) 「正任記」同日条（「大宰府・太宰府天満宮・博多史料」統中世編〔〕所収）。

(28) 「正任記」同日条。

(29) 「策彦入明記」同日条。

(30) 同前。

(31) 小野晃嗣『日本産業発達史の研究』、豊田武『増訂中世日本商業史の研究』、小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』。

(32) 九州史料叢書30（三木俊秋校訂）。

(33) 中村雄三「建築業」（豊田武編『産業史』Ⅰ第五章、体系日本史叢書）。

(34) 天文四年七月九日大内氏奉行人連署奉書（『筑前国統風土記附録』上巻一三〇頁）。

(35) 聖福寺文書。

(36) 拙稿「大内氏の筑前国支配」三三二頁。

(37) 「正任記」。

(38) 『防長風土注進案』一二卷一二九頁。

(39) 福岡市立歴史資料館所蔵青柳種信資料「太宰府御供屋蔵古文書」所収（天文十八年カ）三月二十一日大内氏奉行人連署状。

(40) 真継文書一一七号（名古屋大学文学部国史研究室編『中世鑄物師史料』）。本文書の年代は、相良武任の山口出奔（天文十九

年九月十六日以降、大内義隆の滅亡。天文二十年九月一日以前の史料と考えられるため、天文十九年に比定した。

- (41) 『中世鑄物師史料』解題二八三頁。
- (42) 恵良宏「得地保閑係資料及び讚井家文書」(『山口県地方史研究』二六号)。
- (43) 山口県文書館蔵興隆寺文書応安七年八月十日氷上山上宮上棟御馬注文に「讚井入道」の名がある。
- (44) 「正任記」文明十年十月十八日条。
- (45) 真繼文書九七号。
- (46) 真繼文書九五号。
- (47) 田村文書七八号(『宮崎宮史料』所収)。
- (48) 田村文書七九号。
- (49) 田村文書八〇号。
- (50) 「戊子入明記」(『策彦入明記の研究』上巻所収)。
- (51) 「正任記」。
- (52) 石清水文書三九八号(『宮崎宮史料』所収。なお文書番号は『宮崎宮史料』のものである)。
- (53) 田村文書八三号。
- (54) 青柳種信資料「太宰府満盛院古証文写」所収文龜三年九月六日大内氏奉行人連署状。
- (55) 以上『宮崎宮史料』。
- (56) 『看聞御記』永享五年九月十日、同十二日条。
- (57) 住吉神社文書文安二年十月十九日大内氏奉行人連署奉書。
- (58) 「戊子入明記」。
- (59) 「正任記」。
- (60) 住吉神社文書。
- (61) 「戊子入明記」。
- (62) 「正任記」。
- (63) 柳田神社文書、恵良文書天文九年七月二十八日手日記(『増訂編年大友史料』一七卷一六〇頁)。

中世後期の博多と大内氏(佐伯)

中世後期の博多と大内氏（佐伯）

- (64) 「允澎入唐記」(『統史籍集覽』一)
- (65) 「戊子入明記」。
- (66) 「策彦入明記」。
- (67) 『筑前国統風土記』一一八頁。
- (68) 志賀海神社所蔵文書(『史観』第70冊所収)。
- (69) 以上、志賀海神社文書。
- (70) 『博多善導寺所蔵文化財』所収善導寺文書。
- (71) 『蔭涼軒日録』同日条。
- (72) 「正任記」。
- (73) 「李朝実録」中宗十九年九月癸亥条。
- (74) 「策彦入明記」天文七年十二月十八日条。
- (75) 善導寺文書天文七年六月二十四日大内氏奉行人連署状。
- (76) 聖福寺文書同日付大内氏家臣連署状。
- (77) 『蔭涼軒日録』同日条。
- (78) 「正任記」文明十年十月二十三日条。
- (79) 「李朝実録」成宗十四年九月癸卯条、十月戊子条。
- (80) 拙稿「大内氏の筑前国守護代」(『九州中世史研究』第二輯)三〇七頁。
- (81) 承天寺文書永正十三年五月二十三日大内義興遵行状(広渡正利『博多承天寺史』九八頁)。「策彦入明記」。
- (82) 「策彦入明記」。
- (83) 承天寺文書(『博多承天寺史』一〇六頁)。
- (84) 同前(『博多承天寺史』一〇九頁)。
- (85) 中村榮孝「室町時代の日鮮関係」(『日鮮関係史の研究』上巻)。
- (86) 「允澎入唐記」。
- (87) 川添昭二「九州探題と日朝交渉」二四頁、同氏「渋川満頼の博多支配及び筑前肥前経営」(『統荘園制と武家社会』)。

- (88) 「正任記」同日条。
- (89) 「策彦入明記」天文七年七月十三日、同八年正月十七日、正月十八日、二月二十三日条。
- (90) 「正任記」同日条。なお川添昭二「九州探題と日朝交渉」注(69)参照。
- (91) 善導寺文書(文明十一年)十二月二十五日後土御門天皇綸旨、『晴富宿称記』文明十二年二月二十一日条。
- (92) 善導寺文書永正三年閏十一月十六日大内氏奉行人連署状。
- (93) 善導寺文書。
- (94) 善導寺文書十月四日貫武助書状。
- (95) 善導寺文書天文六年十二月二十四日貫武助書状。
- (96) 『筑前国統風土記附録』上巻所収称名寺文書。
- (97) 同前。
- (98) 「正任記」文明十年十月三日条。
- (99) 称名寺文書六月九日大内氏奉行人連署状。
- (100) 称名寺文書天文四年七月九日大内氏奉行人連署奉書。
- (101) 「正任記」。
- (102) 同前。
- (103) 「正任記」文明十年十月十七日条。
- (104) 『滿濟准后日記』永享二年十二月十四日条。
- (105) 石清水文書四七七号天文五年九月十八日奏禪書状。
- (106) 『宮崎宮史料』。
- (107) 「正任記」文明十年十月十五日条。
- (108) 「策彦入明記」天文七年七月二日、同八年正月条。
- (109) 同前天文七年七月四日条。
- (110) 同前天文七年七月二十一日条。
- (111) 同前天文七年十月朔日条。

中世後期の博多と大内氏(佐伯)

中世後期の博多と大内氏（佐伯）

二八

- (112) 同前天文七年十一月朔日条。
(113) 同前天文七年十一月八日条。
(114) 同前天文七年十一月二十一日条。
(115) 豊田武『増訂中世日本商業史の研究』三七〇頁。
(116) その賦課の実態については西村圭子「戦国期都市形成の視点―筑前博多について―」参照。
(117) 『海東諸国紀』（文明三年）及び『イエズス会士日本通信』八四バードレ・フランシスコ・カプラル書翰（一五七一年）。
(118) 「宗家御判物写」（『長崎県史』史料編第一所収）。
(119) 同前。
(120) 「大永享祿之比御状并書状之跡付」一七号。他に五号、七号文書参照。
(121) 天文十八年の真繼文書に、大宰府鑄物師公役銭の徴収にあった大内被官「山田左衛門大夫隆朝」なる人物がみえる（『中世鑄物師史料』六六頁）。
(122) 大友家文書元弘三年八月二十八日後醍醐天皇綸旨（『大分県史料』二六卷）。
(123) 「大友家文書録」（『増訂編年大友史料』一三卷一四五頁）。
(124) 「大永享祿之比御状并書状之跡付」。
(125) 同前五〇号享祿三年五月二十六日宗盛廉書状等。
(126) 同前。
(127) 同前六五号享祿三年五月二十六日宗盛廉書状。
(128) 一五六二年のバードレ・バルテザル・ガゴ書翰に「同地所（大友宗麟が博多でイエズス会宣教師に与えられた地所）は海に達し、我等の浜に上陸する者は古来の定に従ひて我等に税を納む。その額は毎年百クルサドを超過す」とある（『イエズス会士日本通信』上巻三〇〇頁）。大友氏がイエズス会に博多内の土地とともに津料の徴収権も与えた事例である。
(129) 恵良文書天文九年七月二十八日手日記。
(130) 「大友家文書録」天文十二年五月七日大館晴光書状他（『増訂編年大友史料』一八卷三一頁）。